

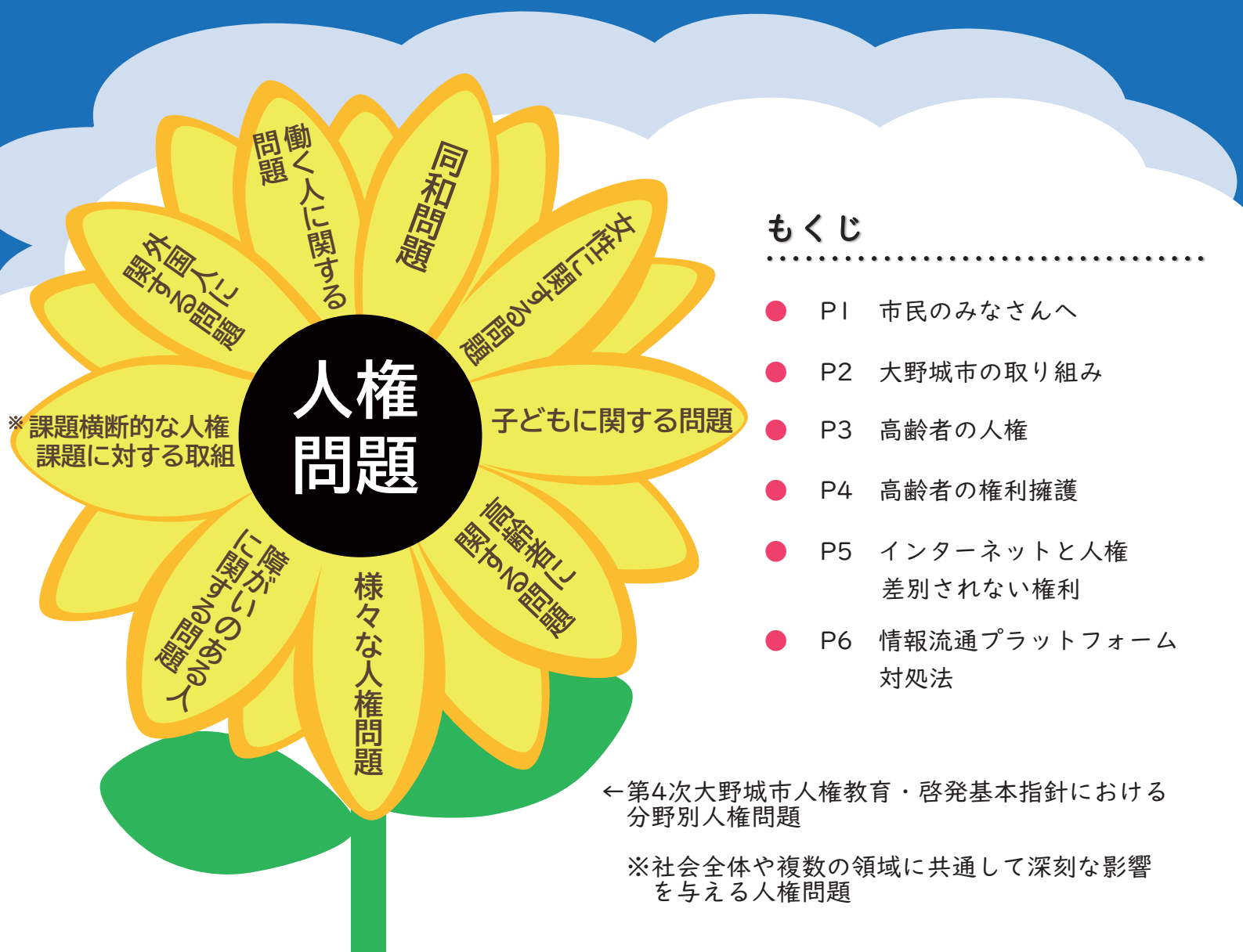
みんなの
しあわせのために



市民のみなさんへ

大野城市では、人権・同和問題の解決に向けて毎年7月の「同和問題啓発強調月間」にあわせ、人権・同和問題啓発冊子「みんなのしあわせのために」を発行しています。

この冊子は、わたしたち一人一人が人権尊重の精神をはぐくみ、身のまわりで起きている様々な差別や人権課題に「気づき・考え・行動できる」ようになることをめざして作成しています。この冊子が、みなさんのご家庭や地域における人権の学びに役立てば幸いです。



もくじ

- P1 市民のみなさんへ
- P2 大野城市の取り組み
- P3 高齢者の人権
- P4 高齢者の権利擁護
- P5 インターネットと人権差別されない権利
- P6 情報流通プラットフォーム対処法

← 第4次大野城市人権教育・啓発基本指針における分野別人権問題

※社会全体や複数の領域に共通して深刻な影響を与える人権問題

大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例 第1条

この条例は、日本国憲法、世界人権宣言及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別等の解消を目的とした法令等の理念にのっとり、市民一人一人が人権を尊び、部落差別をはじめ、障がい、性別、性自認、性的指向、人種、国籍、民族、年齢等を理由とする差別及びいじめ、虐待、ハラスメント等の人権侵害を解消するとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

大野城市の取り組み

市民のみなさんに「人権」について理解していただくために、次のような取り組みを行っています。

| 内 容 | |
|----------|--|
| 学 校 | 身のまわりの人権問題や人権の大切さについて、子どもたちが正しく理解できるような学習を進めています。 (例) 「社会科基底カリキュラム」を活用した教育実践の推進、授業での「人権作文」「人権ポスター」の制作、デートDV防止研修、人権教室や人権の花運動など |
| 家 庭 | 家庭で人権問題について話し合い、人権の大切さについて考えてもらえるような啓発資料を配布しています。 (例) 人権・同和問題啓発冊子「みんなのしあわせのために」、男女共同参画啓発冊子「あなたらしく、わたしらしく」、広報「大野城」など |
| 地 域 | 地域の中で人権問題について考えてもらうきっかけとなるよう、講演会の開催や人権啓発講座の動画配信などを行っています。 (例) コミュニティ別人権・同和問題研修会、人権をまなぶ講座、人権週間講演会など |
| 市役所・市の施設 | 市民のみなさんに人権問題に関する情報を伝えるために、様々な啓発活動や情報提供を行っています。 (例) 街頭啓発、市ホームページでの情報提供、視聴覚教材の貸出など |



「同和問題啓発強調月間／街頭啓発」
(毎年7月) 市内各地で実施



「コミュニティ別人権・同和問題研修会」
(毎年7月) 各コミュニティセンターで開催



「人権週間講演会」(毎年12月)
まどかぴあで開催



「人権カレンダーを作ろう！&人権パネル展」
(毎年11月)まどかフェスティバルで実施



「人権をまなぶ講座」(毎年12月)
オンラインによる動画配信

【小学校】
人権教室・人権の花運動
(毎年1校ずつ)

【中学校】
デートDV防止研修
(全5校：2年生・教職員)

人権・同和問題啓発のための視聴覚教材(DVD・ビデオなど)の貸出を市内団体向けに無料で行っています。大野城市視聴覚ライブラリー [大野城まどかぴあ総合案内 ☎092-586-4000]

高齢者の人権

日本では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、高齢化が急速に進行しています。大野城市の総人口に占める65歳以上人口の割合は、令和7（2025）年10月1日現在22.56%となっており、年々上昇しています。このように高齢化が進む中で、家庭や施設における虐待、家族などによる無断の財産処分など、高齢者に対する権利侵害が大きな問題になっています。

「高齢者」って何歳から？

そもそも「高齢者」は何歳からでしょうか？高齢者とは“社会の中で比較的年齢層が高い人たち”を指しますが、主観的な要素もあり、その基準は人それぞれ異なります。WHO(世界保健機構)では「65歳以上」を、改正道路交通法では「70歳以上」を「高齢者」と定義しています。



高齢者を狙った犯罪

高齢者を狙った犯罪が後を絶ちません。大野城市においても、次のような事案が発生しています。

【ニセ電話詐欺】

警察官を名乗る男から「あなたの口座が資金洗浄に使われている」と連絡があり、検事をかたる別の男性から「資産を全て送ってほしい」と言われ計約2,300万円を指定された口座に振り込んだ。



【SNS型ロマンス詐欺】

SNSで知り合った女性名義のアカウントを使う人物から「あなたの子供がほしい」などと言われ、紹介された通販ビジネスに参入。商品代金の立替名目で指定された口座に約3,500万円を振り込んだ。



<被害を防ぐためのポイント>

💡 口座番号や暗証番号などの個人情報を教えない

💡 録音機能付き電話機を設置する・国際電話の着信を休止する・知らない番号、非通知には出ない

💡 投資話や「必ず儲かる」「あなただけ」という文言には要注意！SNSだけでやりとりしている相手を信用しない

高齢者虐待を知っていますか？

誰しも年齢を重ねれば「老い」により心身に衰えが生じることは避けられません。「老い」を理由に高齢者の尊厳を軽視したり疎外したりしていませんか？介護や福祉を必要とする高齢者に対する虐待が大きな問題となっています。

身体的虐待



殴る、蹴る、ベッドに縛りつけるなど

養護の放棄・放任(ネグレクト)



十分な食事や水を与えない、必要な介護サービスを受けさせないなど

心理的虐待



怒鳴る、ののしる、無視するなど

性的虐待



キス、セックスを強要するなど

経済的虐待



日常生活に必要な金銭を渡さない、年金や預貯金の無断使用など

高齢者の権利擁護

高齢者の権利擁護は、認知症や身体機能の低下により判断力が十分でなくなった場合でも、高齢者の尊厳を守り、その人らしい生活を支える活動です。

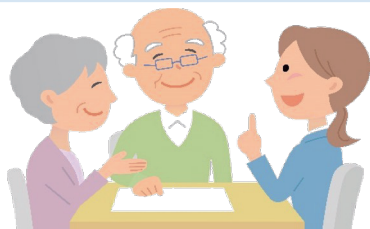
<成年後見制度>

認知症などで判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守る法律的な支援制度。家庭裁判所が選任した成年後見人などが、預貯金の管理や介護・入所契約の代理を行い、悪質商法の被害も防ぎます。

●福岡家庭裁判所後見センター ☎092-981-9606



<日常生活自立支援制度>



認知症・知的障がい・精神障がいのある人などで、日常生活に困っている人に福祉サービスを利用する（やめる）ための手続きや利用料金の支払い、日常的な金銭管理のお手伝いをします。

●大野城市社会福祉協議会 ☎092-572-7700

<包括的な支援>

大野城市の地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、包括的な支援を行います。

総合相談支援業務

一人一人の高齢者にとってどのような支援が必要かを把握し、地域での適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげるなどの支援を行います。

権利擁護業務

高齢者虐待や消費者被害などの防止と対応、判断能力が十分でない高齢者への支援、成年後見制度の相談など、高齢者の権利擁護を専門的にを行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメント実践のため、地域の基盤を整え、ケアマネジャーなどのサポートを行います。

介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務

要支援1・2の認定をお持ちの方や総合事業対象者のケアプラン作成、ケアプランに関する相談などの業務を行います。まずはお住まいのコミュニティの地区地域包括支援センターへご連絡ください。（本冊子7ページ参照）

<高齢者の力を活かす>

高齢者の力を地域で活かすことは、高齢者自身の「尊厳」を守り、生きがいを持って生活することにつながります。



←市HP [高齢者の交流・社会参加の場]

高齢者が社会の一員としていきいきと暮らせるように、体や心について正しく理解し、私たち一人一人が高齢者の人権について考えていきましょう。

インターネットと人権

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、人権に関する様々な問題が発生しています。

<誹謗中傷・名誉棄損>



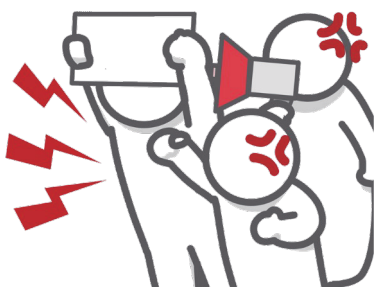
悪口や根拠のない嘘などを言って、他人を傷つけること。

<プライバシーの侵害>



個人情報（氏名、住所、写真など）を無断でSNSや掲示板などに公開すること。

<ヘイトスピーチ>



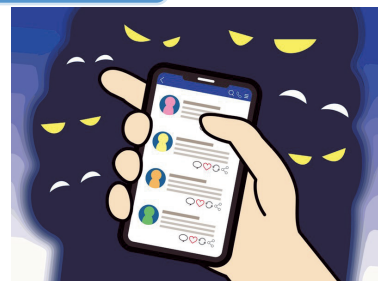
特定の国の出身者であることやその子孫であることなどを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどすること。

<ネットいじめ>



SNSなどで悪口を書いたり、無視したり、仲間はずれにしたり、他の人に見られたくない写真を投稿したりすること。

<部落差別>



かつての被差別部落の所在地や出身者に関する情報をSNSや掲示板でアウティング（晒す）したり、デマの拡散、誹謗中傷をしたりすること。

<予防策と対処法>

<予防策>



- ・ 個人情報を安易に投稿しない
- ・ 不確かな情報は書き込まない
- ・ 情報は拡散されると完全な削除は難しいことを認識する

<対処法>



- ・ 書き込みや掲示板のURL等を保存し、SNS等の運営者に削除を求める
- ・ 市役所、警察や弁護士に相談する

差別されない権利

2024（令和6）年、差別を受けている地域の状況を一覧にした本を販売し、その内容をインターネットで公開した事件の裁判の判決が出ました。

この裁判では本の出版禁止とインターネットからの削除はもちろんのこと「差別が人を傷つけ、穏やかな生活をできなくさせる」という点に着目し、「差別されない権利」が認められました。これは日本の裁判で初めてのことで、憲法13条（個人の尊重・幸福追求権）と14条（法の下での平等）に基づき差別は許されないという考え方が示されました。



情報流通プラットフォーム対処法

令和7（2025）年4月1日に「情報流通プラットフォーム対処法」（通称：情プラ法）が施行されました。SNSや掲示板などでの誹謗中傷や権利侵害の投稿に対し、運営会社が迅速に対応（削除・連絡）することを義務付ける法律です。

<目的>

旧「プロバイダ責任制限法」を改正し、ネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、違法・有害情報への対応を強化する。

<対象>

総務省が指定した大規模なSNS・^{*}プラットフォーム事業者
^{*}インターネット上でサービスや商品の提供者と利用者を結びつける基盤（場やインフラ）を提供する企業

<概要>

対象事業者がすべきことは次のとおりです。

| | |
|-------------|---|
| ○削除基準の策定・公表 | 削除基準を具体的に定めて公表する |
| ○専門スタッフの配置 | 侵害情報調査専門員を配置する |
| ○削除対応の迅速化 | 削除申出の方法などをわかりやすく明示する 誹謗中傷や権利侵害の申し出を受けた場合、7日以内に対応を判断し、その結果を申出者に通知する |
| ○運用状況の透明化 | 削除の運用状況を定期的に公表する |

<通報>

SNS等で「誹謗中傷などの被害を受けた場合」や「インターネット上で異常・有害な情報を見つけた場合」などで相談・通報窓口が異なります。
詳しくはこちらでご確認ください→
(総務省HP)



インターネット上の人権侵害問題を解消していくためには、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、適切に判断できる能力（ネットリテラシー）を身につけることが大切です。



次のことを意識しましょう！

- ・面と向かって言えないことはネットでも言わない
- ・ネットの情報を鵜呑みにしない
- ・ネット上でしたことは通信事業者に残る



インターネットは、その可能性を正しく活かせば、あらゆる人々をつなぎ、社会を豊かにする素晴らしいツールです。しかし一方で、インターネット上の人権やプライバシーの侵害につながる行為は後を絶たず、近年特にネットいじめや子どもたちをターゲットにした犯罪が大きな社会問題となっています。「加害者」にも「被害者」にもならないために、自分事としてインターネットと人権について考えてみましょう。



人権問題相談窓口



(令和8年3月現在)

| 高齢者に関する相談 | 電話番号 |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 基幹型地域包括支援センター(大野城市役所 すこやか長寿課) | 501-2306 |
| 南地区地域包括支援センター | 589-2632 |
| 中央地区地域包括支援センター | 595-6802 |
| 東地区地域包括支援センター | 504-5858 |
| 北地区地域包括支援センター | 501-3838 |
| 同和問題(部落差別)・インターネット上の人権侵害等人権全般に関する相談 | 電話番号 |
| みんなの人権110番(法務省) | 0570-003-110 |
| 福岡法務局 筑紫支局 | 922-2881 |
| ふくおか自殺予防ホットライン | 592-0783 |
| DV・男女共同参画に関する相談 | 電話番号 |
| 大野城まどかびあ男女平等推進センター(アスカール)総合相談 | 586-4035 |
| アジア女性センター(ちくし女性ホットライン) | 513-7335 |
| 配偶者暴力相談支援センター(福岡県) | 584-0052 |
| 配偶者からの暴力相談電話(福岡県)(夜間・休日) | 663-8724 |
| 春日警察署 生活安全課 | 580-0110 |
| 女性の人権ホットライン(法務省) | 0570-003-110 ※音声ガイダンスで1番を入力 |
| あすばる男性のための電話相談(福岡県) | 584-4977 |
| 外国人のための相談 | 電話番号 |
| 大野城市役所 コミュニティ文化課 | 580-1876 |
| 法務省 外国語人権相談ダイヤル(多言語) | 0570-090-911 |
| アジア女性センター(多言語ホットライン) | 513-7333 |
| こどもに関する相談 | 電話番号 |
| 大野城市子育て世代包括支援センター(妊娠・出産・就学前の子育て全般) | 580-1978 |
| 大野城市子ども相談センター(友人関係・心身の発達・児童虐待等) | 585-2460 |
| 大野城市子ども療育支援センター(発達相談) | 582-2760 |
| 大野城市教育サポートセンター(いじめ・不登校等) | 580-1877 |
| 子どもの人権110番(法務省:こどもの人権問題全般) | 0120-007-110 |
| 24時間子供SOSダイヤル(文部科学省) | 0120-0-78310 |
| 児童相談所全国共通ダイヤル ※最寄りの児童相談所につながります。 | 189 |
| 障がいのある人に関する相談 | 電話番号 |
| 大野城市役所 福祉サービス課 | 580-1852 |
| 福岡県発達障がい者(児)支援センター(福岡地域)Life(ライフ) | 558-1741 |
| ふくし何でも相談(大野城市社会福祉協議会) | 501-3311 |
| つくしぴあ(筑紫地区地域活動支援センター) | 592-6800 |
| 性的少数者(性的マイノリティ/LGBTQ)に関する相談 | 電話番号 |
| LGBTの方のDV被害者相談ホットライン(福岡県) | 080-2701-5461 |
| LGBTQ無料電話法律相談(福岡県弁護士会) | 070-7655-1698 |
| ふくおかレインボーホットライン(専門相談員) | 090-7493-3487 |
| 犯罪被害にあわれた方の相談 | 電話番号 |
| 心のリリーフ・ライン(福岡県警察) | 632-7830 |
| 性暴力被害者支援センター・ふくおか(福岡犯罪被害者支援センター) | 409-8100 |
| 人権問題全般(共通) | 電話番号 |
| 大野城市役所 人権男女共同参画課 | 580-1840 |

みんなのしあわせのために 令和8(2026)年3月

発行 / 大野城市役所 人権男女共同参画課

【住所】〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目2番1号

【TEL】092-580-1840(直通) 【FAX】092-574-2053

【E-mail】jinken@city.onojo.fukuoka.jp

